

庄原市空き家等対策計画(第2期計画)(案)に対するパブリックコメント(市民意見募集)の結果について

1. 実施期間と結果

- (1) 募集期間 令和3年2月15日(月)から令和3年2月26日(金)まで
- (2) 提出者 3人
- (3) 意見件数 7件
- (4) 提出方法 電子メール(3人)

2. 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

No	意見の概要	市の考え方並びに策定案を修正したときはその修正内容
1	<p>① 空き家対策について、エリア別に対策の工夫が必要ではないか。(市街地と山間部等)</p> <p>② 空き家総数をH30値とされているが、R2では既に増加しており、数値目標として不自然ではないか。</p>	<p>① ご指摘のとおり、都市部と中山間部等に分けた対策について、広島県空き家対策対応指針を参考にし、計画書P.25に記載します。</p> <p>② ご指摘のとおり、令和2年度の目標値と推計値に相違が生じることから、計画書P.23,24の図表の是正を行い、令和2年度時点からの目標設定とします。</p>
2	<p>① コロナ等感染症や自然災害に関連した移住をめぐる意識変容がみられる昨今、「空き家活用」に関する記述の実質的な内容のボリュームが欲しい。移住希望者の定住のためには地域住民の積極的な受け入れ意識の醸成が不可欠だと考えるがどうか。</p> <p>② 「老朽危険空き家の除却」に関して当該建物の周辺住民や所有者の視点がほしい。行政の対応に加えて「周辺住民の協力」という趣旨の内容が付加されていいのではないか。</p> <p>③ 市街地の中でも建築基準法上の道として基準を満たさない場所では、建替えもできず空き家になっているものがある。市街地の裏通りにおける公道整備は新たな空き家を発生させないための「住環境の整備」にならないか。</p>	<p>① 活用については、P.30に記載しております空き家バンク制度の運用を継続し、定住に向けた取り組みを進めます。また、合わせて、P.37に記載の空き家家財道具等処分支援補助金の新設により支援を拡大します。地域住民の受け入れ意識の醸成については自治会単位での取り組みが重要なことから、P.28に記載のとおり自治振興区等との連携を図っていきます。</p> <p>② ご指摘いただいた「周辺住民の協力」の付加については、自治会並びに周辺住民の協力体制が必要と考えることから、P.28に記載のとおり自治振興区等との連携を図っていきます。</p> <p>③ 本計画の「住環境の整備」はP.29に記載しています。長期間居住し続けることを目的とした所有者等に対する改善支援事業を指しております。ご意見をいただいた公道整備については、P.32の空き家の除却後、跡地利用の検討で周辺環境の整備の手法として検討してまいります。</p>

3	<p>① 計画の策定にあたっては、地域の高齢化、後継者不足の進行に伴う空き家のさらなる増加が懸念されるため、特に発生抑制を重点的に進めていくべきではないか。</p> <p>② 居住する地域では、空き家に対する危機感がほとんど感じられないため、広報等による啓発を実施してもらえないか。</p>	<p>① 発生抑制は主要な対策の一つとして計画書 P.29 に記載しております。相続登記の促進や成年後見制度の活用等の周知により重点的に対策を進めます。</p> <p>② 計画書 P.29 に記載のとおり、市民意識の醸成・啓発が重要なことから、ホームページやパンフレット等による啓発を図ります。</p>
---	---	---